

問 健康増進課 ☎027-220-5708

6月は歯と口腔^{こうくう}の健康づくり普及月間です。毎日健康に過ごすためには、歯磨きで口の中をきれいにし、清潔に保つことが重要です。歯と口の健康づくりについて日常生活の中で意識しましょう。

●歯と口の健康週間

6月4日(土)から10日(金)までは歯と口の健康週間。今年のスローガンは「いただきます 人生100年 歯と共に」です。歯と口は私たちが健康に生きていく力を支えるもので、全身の健康と深く関わっています。毎日のマスク生活の中では、口の中が渇きやすく口臭が気になるなどのトラブルを抱えがち。毎日の口のケアとかかりつけ歯科医療機関で定期的に健診を受けましょう。口内の環境を整えることで、むし歯や歯周病のリスクが下がります。

歯と口の健康を学ぼう

問 市歯科医師会 ☎027-232-2046

歯と口の健康フェア2022を
開催。中央公民館3階に歯と口
の健康についてのポスター掲
示や展示をします。スタンプラ
リーや歯ブラシ・風船などのプ
レゼントもあります。

時6月5日(日)10時～15時

●小中学生による「歯科保健作品展」

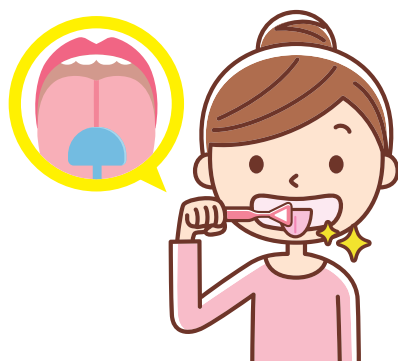
時6月4日(土)10時～17時・6月5日(日)10時～15時



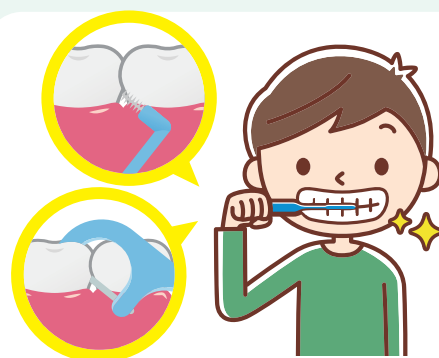
●いつもの歯磨きに加えて、次のことも実践するとより効果的に!



① 仕上げにうがい薬やマウスウォッシュなどで口中をゆすぐ



② 舌ブラシで舌の上を優しくケアする



③ フロスや歯間清掃用ブラシを使って
歯間も磨く

国保や後期高齢者医療の加入者が対象
医療費や食事療養費の軽減措置

問 国民健康保険課
☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課
☎027-898-6253

国民健康保険や後期高齢者医療の加入者に医療費などの軽減措置があります。病院などの窓口に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までに(表1のとおり)。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます(表2のとおり)。国保加入者で70歳以上か後期高齢者医療加入者で区分が現役並みⅢと一般の人は、高齢受給者証が後期高齢者医療被保険者証が認定証の代わりになります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

●認定証の更新は郵送で

認定証は有効期限が7月末で切れます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現在認定証の交付を受けていて継続が見込まれる人には、6月中旬に申請書を送付。認定証が必要な場合は、申請書を返送してください。後日、交付対象者には、認定証を送付します。新規に認定証が必要な人は連絡をしてください。また、後期高齢者医療加入者で、現在認定証の交付を受けていて、引き続き該当する人には、7月中旬に保険証と一緒に認定証を送付します。

表1 自己負担限度額

区 分			限度額		限度額 (4回目以降)※3
70歳未満※1	基礎控除後の総所得901万円超		25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1%		14万100円
	基礎控除後の総所得年間所得600万円超901万円以下		16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1%		9万3,000円
	基礎控除後の総所得年間所得210万円超600万円以下		8万100円+(医療費の総額-26万7,000円)×1%		4万4,400円
	基礎控除後の総所得年間所得210万円以下		5万7,600円		
	住民税非課税世帯		3万5,400円		2万4,600円
			外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
70歳以上・後期高齢者医療加入者	所得者※2 現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2,600円+(医療費の総額-84万2,000円)×1%		14万100円
		Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	16万7,400円+(医療費の総額-55万8,000円)×1%		9万3,000円
		Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	8万100円+(医療費の総額-26万7,000円)×1%		4万4,400円
	一 般		1万8,000円 (年間限度額 14万4,000円)	5万7,600円	
	非課税 住民税	低所得者Ⅱ (世帯主と国保加入者(後期高齢者は世帯全員)が住民税非課税の人)	8,000円	2万4,600円	
		低所得者Ⅰ (上記と同様の人で各種収入から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯の人)		1万5,000円	

※1 所得は、同一世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計

※2 現役並み所得者：一部負担金の割合が3割の人

※3 過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当している場合の4回目からの限度額

表2 入院時食事療養費標準負担額

対 象		1食当たり負担額
下記以外の人		460円
表1で住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱの人	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
表1で低所得者Ⅰの人		100円

